

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年9月8日(2005.9.8)

【公開番号】特開2004-344664(P2004-344664A)

【公開日】平成16年12月9日(2004.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2004-048

【出願番号】特願2004-150575(P2004-150575)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 B 53/04

【F I】

A 6 3 B 53/04

C

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月25日(2005.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ゴルフ・クラブ・ヘッドであって、

前面開口部を画定する本体と、

本体に結合されて前面開口部を囲うフェース・インサートとを含み、このフェース・インサートが、

前表面および側縁部を有する複合領域と、

前表面の実質部分にわたって延在して複合領域の側縁部の少なくとも一部を覆うキャップとを含む、ゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項2】

キャップが5g/cm³より小さい密度を有する材料で形成される、請求項1に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項3】

キャップが金属材料を含む、請求項1に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項4】

キャップがチタン合金を含む、請求項3に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項5】

キャップが射出成形プラスチックを含む、請求項1に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項6】

キャップが0.5mmより小さい厚みである、請求項1に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項7】

キャップが0.3mmより小さい厚みである、請求項6に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項8】

本体は前面開口部の周囲をとり巻いて延在する環状突出縁を含み、フェース・インサートがこの環状突出縁に結合される、請求項1に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項9】

環状突出縁は前面開口部の中心へ向けて広がる幅があり、この幅は約3mmから約6mmの範囲内にある、請求項8に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項 10】

本体が、チタン合金、合金鋼および複合材料のグループから選ぶ少なくとも一つの材料を含む、請求項 1 に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項 11】

ゴルフ・クラブ・ヘッドは、クラウンと、スカートと、ソールとを有するウッド型ゴルフ・クラブ・ヘッドであって、少なくとも 200 cm³ の容積である、請求項 1 に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項 12】

フェース・インサートの厚みが約 1 mm から約 8 mm の範囲内にある、請求項 1 に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項 13】

フェース・インサートの厚みが約 3 mm から約 4 mm の範囲内にある、請求項 1 2 に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項 14】

フェース・インサートの厚みが約 2.5 mm から約 4 mm の範囲内にある、請求項 1 3 に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項 15】

複合領域の質量が、本体を形成する同等容積の材料よりも約 10 から 15 グラム少ない、請求項 1 に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項 16】

複合領域が、100 g / m² より小さい纖維重量 (F A W) を有する複数のプリプレグ・プライを含む、請求項 1 に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項 17】

複数のプリプレグ・プライが約 70 g / m² 以下の纖維重量である、請求項 1 6 に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項 18】

複数のプリプレグ・プライが約 50 g / m² 以下の纖維重量である、請求項 1 7 に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

【請求項 19】

複合領域の厚みが約 3.5 mm 以下である、請求項 1 に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。

。

【請求項 20】

複合領域の厚みが一定でない、請求項 1 2 に記載のゴルフ・クラブ・ヘッド。